

第 3 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

令和 7 年 6 月 20 日

開 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第3回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

令和7年6月20日（金曜日）

午前10時2分開議

午前11時22分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第1号 令和7年度熊本県一般会計補正予算（第2号）
議案第2号 令和7年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第1号）
議案第5号 令和7年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第1号）
議案第16号 財産の処分について
議案第27号 令和7年度熊本県一般会計補正予算（第3号）
報告第1号 令和6年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち
報告第5号 令和6年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第6号 令和6年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてのうち
報告第9号 令和6年度熊本県電気事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について
報告第10号 令和6年度熊本県電気事業会計事故繰越額の使用に関する計画の報告について
報告第11号 令和6年度熊本県工業用水道事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について
報告第12号 令和6年度熊本県工業用水道事業会計事故繰越額の使用に関する計画の報告について

請第27号 セーフティネット貸付を含む多重債務者等の生活再生を総合的に支援する事業の着実な継続を求める請願
閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

- ①J N C 株式会社（チッソ株式会社の事業子会社）の令和6年度決算の概要について
②「水俣湾環境対策基本方針」に基づく水俣湾の環境調査結果及び水俣湾埋立地の点検・調査結果（令和6年度）
③ニホンジカ生息状況調査の結果について
④熊本県中小企業振興基本条例に基づく取組みについて
⑤米国関税措置への本県の対応状況について

出席委員（7人）

委員長 高島和男
副委員長 南部隼平
委員 岩中伸司
委員 松田三郎
委員 高木健次
委員 吉田孝平
委員 高井千歳

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長 清田克弘
総括審議員兼医監 山口喜久雄
政策審議監 枝國智子

環境局長	原 田 義 隆
県民生活局長	中 川 博 文
環境政策課長	木 原 徹
水俣病保健課長	中 田 幸 一
水俣病審査課長	塚 本 健
環境立県推進課長	若 杉 誠
環境保全課長	廣 畑 昌 章
自然保護課長	野 田 貞 幸
首席審議員	
兼循環社会推進課長	村 岡 俊 彦
くらしの安全推進課長	岸 森 法 夫
消費生活課長	浦 田 武 史
男女参画・協働推進課長	小佐井 郁 里
人権同和政策課長	山 本 智 勇
商工労働部	
部 長	上 田 哲 也
総括審議員	
兼商工雇用創生局長	間 宮 将 大
政策審議監	佐 崎 一 晴
産業振興局長	中 島 一 哉
商工政策課長	佐 藤 豊
商工振興金融課長	村 上 友 彦
首席審議員	
兼労働雇用創生課長	時 田 一 弘
産業支援課長	荒 木 貴 志
エネルギー政策課長	吉 澤 和 宏
企業立地課長	山 田 純 子
販路拡大ビジネス課長	渡 辺 陽 司
観光文化部	
部 長	脇 俊 也
政策審議監	川 寄 典 靖
観光文化政策課長	佐 方 美 紀
観光振興課長	浦 本 雄 介
スポーツ交流企画課長	松 尾 亮 爾
企業局	
局 長	久 原 美樹子
首席審議員	
兼総務経営課長	馬 場 幸 一
工務課長	
	福 本 政 洋

労働委員会事務局	
局 長 浦 田 美 紀	
審査調整課長 守 屋 芳 裕	
事務局職員出席者	
議事課主幹 須 田 恵美子	
政務調査課課長補佐 那 須 豊	

午前10時2分開議

○高島和男委員長 第3回経済環境常任委員会を開会いたします。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

質疑については、執行部の説明終了後、一括して受けたいと思います。

なお、本日の委員会は、インターネットで中継しておりますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いします。

また、執行部からの説明は、着座のまま簡潔にお願いいたします。

それでは、環境生活部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○清田環境生活部長 環境生活部でございます。

議案等の説明に入ります前に、環境生活部の最近の動きについて、2点御報告いたします。

1点目は、水俣病問題についてです。

5月1日に水俣病犠牲者慰靈式が行われ、併せて関係団体及び地元経済界等の皆様との懇談を2日間にわたって実施いたしました。

引き続き、国や地元自治体とも連携し、必要な支援や取組につなげてまいります。

また、今般、教育関係事業者において、水俣病に関する誤った情報が発信される事案が発生いたしました。県では、国とともに、当

該事業者に対して、事実関係を確認し、正しい情報の発信等を行うよう申し入れ、国に対しても、啓発の強化を要望したところです。

本県におきましても、来年の水俣病公式確認70年に向けて、啓発のさらなる強化等に取り組み、水俣病に関する正しい理解の促進により一層努めてまいります。

2点目は、消費者行政に関する対応についてです。

本年2月の本委員会において、地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書が採択され、3月19日に、県議会から国に意見書を提出いただきました。

また、今月3日には、知事が議長とともに、伊東内閣府特命担当大臣に直接面会し、安定的かつ恒久的な財源措置について要望を行ってまいりました。大臣からは、消費生活相談体制の確保について、しっかり対応するとの御発言がありました。

今後とも、国の予算措置の状況を注視しながら、消費者行政の推進、充実に努めてまいります。

それでは、環境生活部の議案等の概要について御説明いたします。

経済環境常任委員会説明資料の1ページをお願いいたします。

今回の補正では、補正額(B)の欄の最下段に記載しておりますとおり、一般会計で1億200万円余の増額補正をお願いしております。

内容は、産業廃棄物最終処分場からの有機フッ素化合物、PFOA及びPFOSの環境中への流出削減対策に関する経費及び国庫支出金返納金でございます。

また、繰越明許費等についても御報告させていただきます。

このほか、その他報告事項として、JNC株式会社の令和6年度決算の概要についてなど3件御報告いたします。

詳細につきましては、関係課長が御説明い

たしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高島和男委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○中田水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

資料の2ページをお願いいたします。

繰越明許費の繰越計算書でございます。

上段の水俣病関連情報発信事業費は、主に水俣病資料館の収蔵庫増築に係る内装工事等に要する経費です。

下段の胎児性・小児性水俣病患者等の地域生活支援事業費は、水俣病患者等の日常生活を支援している事業者に対する物価高騰分の補助に要する経費です。

いずれも、国の経済対策に伴い、令和6年度2月補正で予算化した事業であり、年度内に事業が完了しないため、繰り越したもので

す。

水俣病保健課は以上です。

○若杉環境立県推進課長 環境立県推進課です。

3ページをお願いいたします。

1段目の計画調査費の右側説明欄、国庫支出金返納金は、帯北工業用水道事業における電力価格高騰に対する重点支援地方交付金の執行残について返納するものです。

環境立県推進課は以上です。

○野田自然保護課長 自然保護課でございます。

4ページをお願いします。

繰越明許費の計算書でございます。

1段目の自然公園観光施設等整備事業費の繰越しの理由ですが、施設改修に係る整備内容の検討や設計等に不測の日数を要したもののが3件、令和6年度2月補正で計上した事業

で、年度内に十分な事業期間を確保できなかつたものが1件でございます。

2段目の自然公園観光施設等維持補修費及び3段目の国立公園等における国際化・老朽化対策等整備交付金事業費につきましては、いずれも、施設改修に係る整備内容の検討や設計等に不測の日数を要し、繰り越したものであり、件数は、それぞれ2件と1件でございます。

5ページをお願いします。

国立公園満喫プロジェクト推進事業費の繰越理由ですが、施設改修に係る整備内容の検討や設計等に不測の日数を要したものが3件、補助事業者において、年度内に事業が完了しなかったものが1件、令和6年度2月補正で計上した事業であり、十分な事業期間を確保できなかつたものが1件でございます。いずれの事業も、年度内の完了を予定しております。

6ページをお願いいたします。

事故繰越の計算書でございます。

1段目の国立公園満喫プロジェクト推進事業費ですが、工事着手後に不安定な転石や多数の亀裂がある岩盤の存在が判明したことにより、追加測量や対策検討に不測の日数を要したため、繰り越したものでございます。

2段目の自然公園施設等災害復旧費ですが、労働需要の増加により、施工業者における人員確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したため、繰り越したものでございます。

いずれの事業も、年度内の完了を予定しております。

自然保護課は以上でございます。

○村岡循環社会推進課長 循環社会推進課です。

7ページをお願いします。

環境整備費で増額補正をお願いしております。

説明欄1、産業廃棄物対策費、最終処分場PFOs等緊急対策補助事業は、昨年度、熊本県及び熊本市が最終処分場の監視井戸や放流水等の有機フッ素化合物、PFOs及びPFOAを調査したところ、熊本市において、最終処分場からの放流水が周辺河川の指針値超過の一因となっている可能性があることが判明しました。

そのため、最終処分場への雨水等の流入量を減らすことによって、最終処分場からの排水量を減らし、河川に流れ込むPFOs及びPFOAの削減対策を行うものです。

事業の枠組みとしては、県から産業廃棄物税基金を財源に熊本市に補助金を交付し、その後、熊本市において、対策を行う市内の最終処分場設置事業者に対し、補助金の交付を行います。

次に、下の2、国庫支出金返納金、地域経済循環創造事業交付金返納は、総務省が所管する地域経済循環創造事業交付金を活用し、平成25年度に事業者がBDF製造等に係る施設を整備しましたが、一部施設を処分することになり、交付金の国への返還が必要となつたものです。

当該交付金は、県を通した間接補助であり、県を通しての返還となるため、必要な当該措置を行うものです。

循環社会推進課は以上です。

○山本人権同和政策課長 人権同和政策課でございます。

8ページをお願いいたします。

繰越明許費の繰越計算書です。

地方改善事業費は、市町村が設置、運営する人権啓発の住民交流拠点となるコミュニティーセンターである隣保館の施設整備などへの支援に要する経費です。

繰越しの理由ですが、市町が行う隣保館の改修に係る事業計画の変更等に不測の日数を要したため、繰り越したものでございます。今年度内

の完了を予定しております。

人権同和政策課は以上です。

○高島和男委員長 次に、商工労働部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

上田商工労働部長。

○上田商工労働部長 おはようございます。商工労働部でございます。

議案等の説明に先立ちまして、県内の景気、雇用情勢、商工労働部の最近の動きにつきまして、概略を申し上げます。

初めに、6月5日に公表されました日銀の金融経済概観では「熊本県内の景気は、緩やかに回復している。」と、2ヶ月連続で判断を据え置かれました。また、4月の本県の有効求人倍率は1.22倍で、前月から0.01ポイントの上昇となり、引き続き、人手不足の状況は続いている、今後も状況を注視してまいります。

続きまして、米国の関税措置への対応についてでございます。

当部におきましては、事業者の資金繰りを支援するため、県融資制度に新たな資金を創設し、6月2日に運用を開始しました。

国においては、4月25日に決定しました米国の関税措置を受けた緊急対応パッケージの一環として、5月27日に電気・ガス料金の負担軽減策を発表しました。

当部におきましても、国の動向を踏まえた事業者への支援を6月補正予算に追加提案しているところでございます。

関税の影響を大きく受けるおそれのある県内自動車業界をはじめ、事業者や関係団体へのヒアリングを行うとともに、商工会議所等に設置されました特別相談窓口への相談状況などを踏まえながら、県内の中小、小規模事業者に寄り添って、必要な対応を行ってまいります。

次に、3月末に公表いたしましたくまもとサイエンスパーク推進ビジョンの実現に向けて、6月2日から4日にかけて、関係府省庁に対し、補助制度の創設や拡充、規制緩和、税制優遇等の支援を要望してまいりました。

引き続き、関係機関と連携しながら、県内全域において、半導体関連をはじめとするさらなる産業集積につながるよう取り組んでまいります。

最後に、スタートアップ・エコシステム拠点都市への選定についてでございます。

このたび、熊本県や熊本市等が内閣府の第2期スタートアップ・エコシステム拠点都市に選定されました。

これにより、県内スタートアップの海外展開支援や大学等が取り組むスタートアップ創出事業への助成など、政府等の集中的な支援が受けられますので、県内スタートアップの創出、成長が促進され、より一層県経済が活性化することを期待しております。

それでは、今回提案しております商工労働部の議案等の概要について御説明いたします。

令和7年度6月補正予算は、追号分も含めまして、合計で6億6,200万円余の増額補正をお願いしております。

その主な内容としましては、就職氷河期世代を含む中高年層をはじめ、幅広い世代を対象に、孤独、孤立状態の予防、脱却に向けた就業や社会参加に係る取組に要する経費、熊本県物産館の移転等に要する経費、米国関税措置を受けた緊急対応パッケージに基づくLPGガス及び特別高圧電力利用事業者への支援に要する経費等でございます。

また、債務負担行為の設定を1件、条例等議案として、財産の処分1件について御提案しております。

加えて、令和6年度一般会計繰越明許費繰越計算書ほか2件について御報告いたします。

最後に、その他報告として、熊本県中小企業振興基本条例に基づく取組と米国関税措置への本県の対応状況についての2点について御報告いたします。

以上が今回提出しております議案等の概要でございます。詳細につきましては、関係課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○高島和男委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○佐藤商工政策課長 商工政策課です。

説明資料の10ページをお願いします。

労政総務費の増額補正をお願いしております。

説明欄の「くまもとではたらく」若者の県内定着促進事業ですが、東京圏内の大学生等が県内企業への就職に伴い、県内へ移住する際の経費について、国の交付金事業の対象となりましたことから、実施主体である市町村に対して、当該経費の一部を新たに助成するものでございます。

次に、11ページお願いします。

繰越計算書として、トラック物流燃費向上支援事業ほか2事業を記載しております。

いずれも令和6年度2月補正予算で計上している事業であり、年度内に事業が完了しないため、繰り越したものでございます。

商工政策課は以上です。

○村上商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

12ページをお願いいたします。

商業総務費の国庫支出金返納金でございます。

こちらは、令和2年7月豪雨に係るなりわい再建支援補助事業の令和4年度交付決定分の額が確定したことに伴い、当該補助事業に充当した国の中小企業特定施設等災害復旧費

補助金の実績額が、概算払いにより、国から受領していた額を下回ったため、その差額を国に返納するものでございます。

あわせて、県内事業者の生産性向上の取組を支援するために実施した中小企業者生産性向上緊急支援事業の補助金額が確定したことに伴い、補助事業者から確定前に交付した補助金の返還がありましたため、当該事業に充当した国の新型コロナ臨時交付金について、相当分を国に返納するものでございます。

13ページをお願いします。

令和6年度の繰越明許費繰越計算書でございます。

この13ページの4事業と、次の14ページをお願いいたします。

この14ページの2段目、中小・小規模事業者生産性・売上向上後押し事業費までは、物価高等の影響を受ける事業者に対する支援をさらに進めるため、国の経済対策により、昨年度の2月補正で予算化し、本年度に繰り越したものでございます。

3段目のなりわい再建支援補助事業費につきましては、公共事業の影響により、やむを得ず昨年度までに申請できなかった事業者等に対応するため、国の経済対策により、2月補正で増額し、本年度に繰り越したものでございます。

15ページをお願いいたします。

令和6年度の事故繰越し繰越計算書でございます。

なりわい再建支援補助事業費につきましては、令和5年度の補正予算で事業費を計上し、令和6年度に繰り越したものでございますが、他の災害復旧工事との調整が必要になり、令和6年度までに事業が完了しなかったため、本年度に事故繰越したものでございます。

5件を繰越しし、現在、補助事業者において、今年度内に事業が完了するよう取り組まれているところでございます。

商工振興金融課は以上です。

○時田労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

資料の16ページをお願いいたします。

上段の労政総務費の説明欄の労働局との一体的実施事業は、就職活動を行う中で様々な相談に対応するため、水道町に設置しておりますしごと相談・支援センターの運営におきまして、相談ニーズが特に高い水曜日と土曜日にキャリアカウンセラーを追加で配置するものでございます。

下段の失業対策総務費の説明欄、(1)社会参加・就労支援事業は、就職氷河期世代を含みます中高年層など、不安定な就業状況にある方をはじめとする幅広い世代を対象に、就業、社会参加のためのオンラインでの相談対応や職業体験、マッチング支援などを行うものでございます。

(2)若者自立支援事業は、無業の若者を対象として、県内3か所に設置しております地域若者サポートステーションにおきまして、臨床心理士の配置、相談、出張相談、就業・社会参加講座の回数を増やして、支援強化を図るものでございます。

続いて、17ページをお願いいたします。

説明欄の(3)熊本県地域無料就労相談窓口運営事業は、各広域本部、地域振興局に就労相談窓口として設置しておりますジョブカフェ・ブランチにおきまして、孤独・孤立対策支援セミナーや相談窓口の広報などを実施するものでございます。

なお、今回の労働雇用創生課の補正予算是、いずれも国の令和6年度の経済対策予算でございます社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金を活用して、幅広い世代の社会参加や就労支援対策を充実させるものでございます。

18ページをお願いいたします。

令和6年度の一般会計繰越明許費繰越計算

書として、上段の職業能力開発施設拠点化推進事業費は、県立高等技術専門校における実習棟の整備費で、建物改修工事の入札不調によりまして工期スケジュールが遅れたことによって、年度内完了が困難となったため、繰越しを行うものでございます。

下段の技術短期大学校管理運営費は、県立技術短期大学校の施設改修工事におきまして、民間建設需要の高まりによって、受変電設備などの改修工事に伴う資材調達が遅れ、年度内完了が困難となったため、繰越しを行うものでございます。

労働雇用創生課は以上でございます。

○荒木産業支援課長 産業支援課でございます。

19ページをお願いいたします。

令和6年度の繰越計算書でございます。

まず、表1段目の地域未来投資促進事業費です。

事業者に対し、食品加工場の新築等への補助を行う予定でございましたけれども、建設予定箇所の地盤強度不足が判明し、地盤改良の追加工事が必要となり、年度内に補助事業が完了しなかったため、繰越しを行ったものでございます。

次に、表2段目の製造業DX推進臨時補助事業費でございます。

物価高騰により影響を受けた県内製造事業者が行う生産性向上を目的としたデジタル機器等の導入への助成に要する経費でございます。

国の重点支援交付金を財源として、令和6年度2月補正で予算化したものでございまして、年度内に事業が完了しないため、繰越しを行ったものでございます。

最後に、表3段目の産業技術センター管理運営費でございます。

産業技術センターの照明LED化工事について、営繕課における一般競争入札の手続等

に時間を要しまして、年度内に工事が完了しなかったため、繰越しを行ったものでございます。

次に、飛びまして、26ページをお願いしたいと思います。

議案第16号、財産の処分についてです。

本議案は、地方自治法第96条第1項第8号及び熊本県財産条例第3条の規定により、議会の議決を得る必要があるため、提案するものでございます。

次の27ページの概要を御覧いただきたいと思います。

処分する財産は、益城町大字田原にある熊本テクノ・リサーチパークの土地の一部、計2万4,580.3平方メートルでございます。この土地を、合同会社テクノポリスセンターに、UXイノベーションハブの整備用地として、2億9,367万円で売却するものでございます。

おめくりいただきまして、詳細について、次の28ページで御説明させていただきます。

UXイノベーションハブとは、新しい産業の創出を目的とした起業家や企業等による研究開発、人と技術のリアルな交流を目指す拠点施設のことです。

UXイノベーションハブの整備につきましては、本県で推進しておりますUXプロジェクトにおいて、令和6年の7月にUXイノベーションハブ基本構想を策定いたしました。

この基本構想では、熊本テクノ・リサーチパーク内にあります熊本テクノポリスセンターをリノベーションする形で整備することとし、令和6年10月から、県とくまもと産業支援財団と共同でプロポーザル形式の公募を実施し、売却先選定審査会の結果、株式会社玄海キャピタルマネジメントを優先交渉権者として決定いたしました。

この株式会社玄海キャピタルマネジメントは、福岡市に本社を置く事業者でございますけれども、今回の公募では、SPC、いわゆ

る不動産投資等の特別の目的のために設立される会社を活用して事業を実施するスキームを認めていたところでございます。

今回、この会社から、このSPCを活用するスキームで提案があったため、同社が設立したSPCであります合同会社テクノポリスセンターを処分の相手方としております。

選定の流れとしましては、令和6年10月11日から令和7年1月10日までの公募を実施し、同社1者から申込みがございました。

令和7年1月27日に売却先選定審査会を開催し、同社の提案が県の公募要領に沿ったものであったため、優先交渉権者として決定いたしたところでございます。

今後のスケジュールでございますけれども、議決後、土地の引渡しを行い、令和7年度に事業者による改修設計、内装解体等、そして、令和8年度に改修工事を実施し、令和8年度中の開設を目指して取組を進めてまいりたいと思っております。

産業支援課は以上でございます。

○吉澤エネルギー政策課長 エネルギー政策課です。

戻りまして、20ページをお願いいたします。

一般会計の繰越明許費でございます。

上段のRE100電力供給・利用促進事業費につきましては、脱炭素先行地域における発電設備等に対する交付金で、補助事業者における事業精査及び関係機関との協議に時間を要したため、繰り越したものでございます。

下段の物価高騰対応事業者緊急支援事業費につきましては、2月補正において予算化した事業で、令和7年3月分までの、昨年度分のLPガス等の支援を実施するものでございます。

続きまして、別冊6月補正(追号分)をお願いします。

一番最後の2ページでございます。

説明欄、エネルギー価格高騰対策緊急支援事業につきましては、5億円余の増額補正をお願いしているところでございます。

先ほど部長からの総括説明でもございましたが、国が、米国関税措置を受けた緊急対応パッケージの一環として、7月から9月に、都市ガスや低圧、高圧の電気の支援を実施されます。

今回の補正は、国の支援の対象となっていないLPGガスと特別高圧の電力を利用される事業者に全額国の交付金を活用して助成するものでございます。

なお、期間や支援額は、国の支援に準じて行い、個人向けの支援は、総務部で予算措置されます。

エネルギー政策課は以上です。

○山田企業立地課長 企業立地課でございます。

本体資料の説明資料21ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定についてです。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計において、菊池市で進めている県営工業団地の整備に当たり、令和8年度の債務を設定するものでございます。

詳しくは、22ページで御説明をいたします。

令和6年度に実施しました実施設計に基づき、改めて算定したところ、国営農業用水管が近接していることに伴い、用水管を守るために鋼鉄製の矢板を設置する必要が生じたことや、調整池への配水管について用水管をまたぐことができないために、調整池を分散増設する等の対応が必要となり、全体工事費が基本設計時の概算費用から増額となりました。

また、高盛土に伴う圧密沈下に日数を要する等のため、工事期間も長くなることが判明しました。

このため、令和8年度の債務負担行為を設定し、必要な予算額を確保し、複数年度にまたがる工事施工を行う必要が生じたものです。

なお、今後のスケジュールとしましては、令和8年度までに造成本体工事を完了し、令和9年度に取付け道路工事を行い、令和9年度末に分譲予定としています。

23ページをお願いいたします。

令和6年度の繰越明許費繰越計算書について御説明をいたします。

工業団地施設整備事業については、ただいま御説明しました菊池市での県営工業団地整備事業において、実施設計に係る調整に日数を要し、令和6年度に予定していた造成工事について、年度内の事業完了が困難となったこと等から、繰越しを行ったものでございます。

企業立地課は以上でございます。

○渡辺販路拡大ビジネス課長 販路拡大ビジネス課です。

説明資料の24ページをお願いします。

商業総務費の説明欄、物産振興費の物産振興事業は、熊本市新庁舎整備に関し、移転予定地に建設されている旧NTT桜町ビルの解体工事の開始により、移転が必要となる熊本県物産館の移転等に要する経費です。

続きまして、25ページをお願いします。

繰越明許費でございます。

最上段の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業費は、食品産業の輸出向けHACCP等への対応に必要な施設整備に対して助成を行う事業です。

補助事業者において、年度内の工事が完了しなかつたため、繰越設定をお願いするものです。

2段目から4段目のくまもと県産品ブラッシュアップ支援事業費、くまもと県産品消費拡大事業費、くまもと県産酒消費喚起強化事

業費は、関係団体や事業者が行う県産品や県産酒の高付加価値化や販路拡大、消費喚起等の取組への助成に要する経費です。

いずれも、国の経済対策に対応して、2月補正で予算化した事業であり、今年度にかけて実施をすることから、繰越設定をお願いするものです。

最下段の産業展示場施設改修事業費は、産業展示場グランメッセ熊本の駐車場補修工事等に要する経費です。

現下の物価高騰の影響による購入計画の見直しや展示、工事計画の確定に不測の日数を要したため、繰越設定をお願いするものです。

販路拡大ビジネス課は以上です。

○高島和男委員長 次に、観光文化部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

脇観光文化部長。

○脇観光文化部長 観光文化部でございます。

観光文化部関係の議案等の説明に先立ちまして、県内観光の現状及び観光文化部に関する最近の取組について御説明申し上げます。

観光庁の宿泊旅行統計調査における直近の速報値によりますと、本県の今年1月から3月の延べ宿泊者数は、前年の同じ期間と比較して104%となり、特にインバウンドにつきましては、122%と大変好調に推移しているところでございます。

来年度は、熊本地震から10年の節目に当たり、本県の創造的復興、観光の魅力を国内外に発信するため、来年夏に、JRグループ6社と連携して、熊本デスティネーションキャンペーンを開催する予定としております。

今年度は、プレキャンペーンとして、4月から9月末まで、プロモーションや周遊切符の発売等が行われています。また、8月に

は、旅行商品造成に向けた本県の観光素材をアピールする機会として、約500名の観光関係者が一堂に会する全国宣伝販売促進会議を開催するとともに、二次交通アクセス対策や旅行商品造成支援等の受入れ環境整備にも取り組むこととしております。

国内外から多くの方々に来訪いただき、本県の魅力を体感いただけるよう、誘客促進を図ってまいります。

また、文化芸術分野においては、文化芸術でアジア各国と交流を深めるシアターアジア事業に今年度から取り組んでいます。

先月1日には、熊本県立劇場と台湾の高雄市文化センターが姉妹劇場提携に関する協定を締結し、実演芸術の分野において交流を進め、相互理解と連携を深めていくこととしております。

また、先月25日には、シアターアジア事業のスタートを記念し、シンポジウムを開催いたしました。今後、熊本県立劇場がゲートウェーとなり、アジア各国との文化芸術の交流を展開し、熊本の魅力を発信することで、交流人口の拡大につなげてまいります。

最後に、スポーツ交流の分野では、菊陽町において、西日本最大級のアーバンスポーツ施設、くまモンアーバンスポーツパークの整備が着実に進められています。

今月30日には、菊陽町でパークデザイン発表会が行われ、私も出席する予定です。

引き続き、アーバンスポーツを活用したスポーツツーリズムの推進に取り組んでまいります。

それでは、観光文化部関係の議案の概要について御説明をいたします。

資料29ページと30ページを御覧ください。

観光文化政策課と観光振興課から、繰越明許費について御報告をさせていただきます。詳細につきましては、関係課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高島和男委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○佐方観光文化政策課長 観光文化政策課です。

資料の29ページをお願いいたします。

繰越明許費について御報告いたします。

上段の博物館ネットワークセンター施設整備事業費は、センター内のエレベーターの修理に要する経費で、必要な部品の調達に日数を要したため、繰り越したものです。

次の県立劇場施設整備事業費は、令和8年度に実施予定の大規模改修工事の設計等、現在実施中の駐車場舗装工事に要する経費です。

大規模改修工事の設計は、今年度までの2か年で実施するため、また、駐車場舗装工事は、駐車場のレイアウト検討に日数を要したため、繰り越したものです。

次の伝統工芸館施設改修事業費は、伝統工芸館の改修工事に要する経費です。

設計変更等により、施工に日数を要したため、繰り越したものです。

最下段の熊本地震震災ミュージアム中核拠点整備事業費は、南阿蘇村にある熊本地震震災ミュージアムK I O K U敷地内の排水対策工事に要する経費で、資材の納入等に日数を要したため、繰り越したものです。

観光文化政策課は以上です。

○浦本観光振興課長 観光振興課でございます。

30ページをお願いします。

繰越明許費でございます。

まず、上段の地域連携型観光地域づくり緊急支援事業費は、地域が一体となって取り組む観光地の高付加価値化や受入れ環境整備の支援に要する経費、次の地域誘客促進によるインバウンド拡大事業費は、本県の歴史文化

資源等を活用した旅行商品の造成等を通じ、さらなる誘客強化を図るための経費、最下段のイベント等需要喚起緊急支援事業費は、交流人口拡大や地域経済への波及効果が期待されるコンサートなどのイベント開催に対して支援を行うものでございます。

いずれの事業費も、国庫補助を活用して、令和6年度2月補正で予算化した事業ですが、年度内に十分な事業期間を確保できなかったことから、繰越しを行ったものでございます。

観光振興課は以上です。

○高島和男委員長 次に、企業局長から総括説明を行い、続いて、担当課長から説明をお願いします。

久原企業局長。

○久原企業局長 企業局でございます。

企業局の議案の概要につきまして御説明申し上げます。

令和7年度6月補正では、工業用水道事業会計につきまして、3,600万円余の増額補正をお願いしております。

また、地方公営企業法の規定に基づき、電気事業及び工業用水道事業の令和6年度予算の繰越しについて御報告いたします。

詳細につきましては、総務経営課長から説明しますので、よろしくお願いします。

○高島和男委員長 続いて、担当課長から説明をお願いします。

○馬場総務経営課長 総務経営課でございます。

初めに、令和7年度6月補正予算について御説明いたします。

説明資料の31ページをお願いいたします。

6月補正予算総括表、中段の工業用水道事業会計の資本的支出におきまして、3,600万

円余の増額をお願いしております。

32ページをお願いいたします。

補正予算の内容は、半導体工業用水道整備室の新設による4名の職員増に伴い、建設改良費の職員給与費等の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、33ページは、電気事業における令和6年度予算の繰越しの御報告でございます。

電気事業におきまして、設計に時間を要することとなった緑川発電所の業務委託2,400万円余の建設改良費を繰り越しております。詳細は、説明欄に記載のとおりでございます。

34ページをお願いいたします。

電気事業における事故繰越4件でございます。

一般会計の明許繰越しに当たる内容でございますが、地方公営企業法において、建設改良費以外の繰越しは事故繰越と整理されているところでございます。

繰越額の合計は、表の上段、翌年度繰越額の欄に記載のとおり、1億9,300万円余でございます。

市房及び緑川発電所、船津ダムの設備に係る塗装工事及び業務委託におきまして、説明欄に記載のとおり、作業及び設計等に時間を要したため、予算を繰り越したものでございます。

35ページは、工業用水道事業における建設改良費繰越し2件でございます。

繰越額の合計は、表の上段、翌年度繰越額の欄に記載のとおり、7億500万円余でございます。

新規工業用水道事業の浄水場詳細設計委託につきまして、国補正予算に伴い、昨年度末に予算計上した関係上、工期の確保ができず、繰越しとなったものでございます。

表下段の八代工業用水道浄化槽設備改修工事は、入札の不調により年度内の施工ができ

ず、予算を繰り越したものでございます。

36ページをお願いいたします。

工業用水道事業における事故繰越でございますが、新規工業用水道事業の用地取得費等、6億500万円余の繰越しでございます。

地権者との協議に時間を要したため、繰り越したものでございますが、用地取得契約は本年3月に締結済みであり、本年中に用地の引渡しを受け、当該費用を支払うこととしております。

なお、以上の繰越額のいずれも年度内執行の予定でございます。

企業局は以上でございます。

○高島和男委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

また、発言する際は、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いします。

それでは、質疑はありませんか。——ございませんか。

○高木健次委員 23ページ、繰越明許費なんですけれども、工業団地施設整備事業費、12億3,900万、金額が翌年度繰越し。ここはちょっとね、説明をもう一度、ちょっと聞かせて。どういう具合でこういうふうになったのかを、ちょっともう少し詳しく。

○山田企業立地課長 令和6年度に実施設計を予定をしておりました。実施設計を行う中で、関係機関との協議、また、工事に当たって必要な数量との見極めに時間を要しまして、実施設計後、造成工事に着手するという予定でしたが、造成工事の着手が実施

設計の精査により遅れたと、7年度への繰越しになったという状況でございます。

○高木健次委員 この整備をするに当たって、ちょっと、ずれというか、その辺も生じたということで、繰越明許になったと思うんですよね。

工事する中での、これはずれができてきただんじやないのかなと思うんですけれども。国と、これは国営、国のあれと県と——工業団地は県の事業ですよね。最初からこの辺はちょっと分からなかったのかなという感じがしますけれども、山田課長、その辺はいかがですか。

○山田企業立地課長 九州農政局との協議の中で、国営の農業用排水管の存在というのは我々もお話をしながら聞いていたんですけども、詳細なその実施設計の協議の中で、配水管への配慮といいますか、それが具体的に先方のほうからお話があったというところになります。

○高木健次委員 詳細についてはちょっと分かりましたけれども、遅れた分、また取り返さないかぬものですから、ちょっとね、時間のロスがあったんじゃないのかなと思いますけれども、最初からある程度こういうところはちょっと、しっかりとあれしていれば発生しなかったのかなあと思いますけれども、できるだけ早く、これは工業団地の造成ですから、進めなければなりませんので、これからしっかりとまた準備をしていってやってください。よろしくお願ひします。

以上です。何かありますか。

○山田企業立地課長 工業団地の整備につきましては、関係機関、また、県庁の中でも、商工労働部だけではなくて、土木部とも一緒になりながらやってまいりますので、引き続

き、そこの漏れといいますか、連携を密にしながら、整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

○高木健次委員 菊池の工業団地ですから、非常に隣接しているところに、サプライヤーといいますかね、今どんどんどんどん工業団地が張りついてきてますので、その辺が早く決定するまでには、やっぱりこちらの工業団地造成を早く進めなければなりませんので、くれぐれもその辺はよろしくお願ひしておきたいと思います。

以上です。

○高島和男委員長 ほかに質疑はありませんか。

○松田三郎委員 総括説明の部分も対象にしていいですか。

○高島和男委員長 どうぞ。

○松田三郎委員 脇部長の総括説明のですね——そんな難しい質問ではありませんので。

2段落目に、官公庁の直近の速報値、1月から3月、ありがたいことに104%、インバウンドは122%という御説明がありました。

ここ数年、熊本地震があり、豪雨災害、そしてコロナ等々、これは全国的な事情もあるし、我が県の特殊事情もあって、非常に心配をいたしておりましたが、大分帰ってきた、戻ってきたということが言えるんだろうと思います。

ちょっとお尋ねしたいのは、例えば、去年の分かる範囲と今年の1月—3月で、県内の、やっぱり地域によっては、ちょっとまだまだ苦戦しているところというか、地域でこのばらつきがまだあるのかどうかということをちょっとお尋ねしたい。

○脇観光文化部長 地域に多少ばらつきがございます。特にインバウンドに関しましては、令和6年度で、対前年度で、速報値ですけれども、44%ぐらい前年よりも上がっているというのに比べて、例えば、国内のお客様は、前年に比べて約12%ぐらい減していると。

今、インバウンドのお客様が、どうしても熊本市エリアと、それから阿蘇地域にやっぱり集中しているというところがあるものですから、インバウンドでお客様がかなり集まってきたているところと、やはり、国内のお客様を中心にしているところとの若干の差があるということと、それと、松田委員の選挙区というか、お住まいの人吉・球磨地域につきましては、やはりまだ、令和2年7月豪雨からの、なかなか復旧、復興が、観光客という意味合いでは、まだまだ進んでないというところもありまして、100%をやっぱりコロナ前に比べると下回っていると。

大分100%に近づいてはきてるんですけども、コロナ前まで戻ってきてないという実情がありますので、私の概要説明の中でもありましたが、そういった意味合いで、来年、JRグループ6社と連携をさせていただきまして、デスティネーションキャンペーンを開催させていただき、また今、4月から9月にかけまして、プレキャンペーンを開催させていただいているところです。

これで、海外はもとより、国内のお客様をしっかりとつかまえていきながら、県内全域に満遍なく多くのお客様が訪れていくよう、また引き続き努力していきたいというふうに思っております。

○松田三郎委員 私の選挙区のこともお気遣いいただきましてありがとうございます。

最初に聞いとくべきとは思いました。これ、関連して聞きますけれども、県も、入り込み客とか宿泊数とかという、何か統計を取

ってたと思うんですけども、これは、例えば官公庁がやる場合は、それを基に全国のを出すとか、あんまり小さいエリアでは出てこないとは思うんですけども、県がやる調査とは何か違うのでしたっけ。

○脇観光文化部長 観光統計に関しましては、今実は国の観光統計調査と統一させていただいておりますので、同じ形になります。ですので、やっぱりその全数調査をしているわけじゃないものですから、各地域とか各町ごととかという形では、なかなか正確な数字というのはお答えしづらいかなというふうに思っております。

○松田三郎委員 部長も御説明いただきましたデスティネーションキャンペーンとか、下から3行目の全国宣伝販売促進会議とか、いろいろ楽しみにしておりますので、引き続き、104と122というのがもっともっと上がるよう、あんまり上がりすぎると京都の例のようになるかもしれません、そこまでの心配は本県はないと思いますので、頑張っていただきたいと思います。

以上、要望です。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。

○岩中伸司委員 1つだけ。

28ページを、単純な質問ですけれども、背景が分かりませんので。

熊本テクノ・リサーチパーク内の県有地の売買契約。これで、不思議だなというのは、選定の流れの説明が今ありました、令和6年10月11日から7年の1月10日までに公募しても1者しかないというのが、これはなぜかなと、背景とか何かあったら教えていただきたいなと思います。

○荒木産業支援課長 産業支援課でございま

す。

こちらのUXイノベーションハブにつきましては、熊本県のUXプロジェクト、主にライフサイエンス分野の新しい産業をつくるといったところを目指して取り組んでおりますこのプロジェクトの一環として、新しいライフサイエンス分野の振興に携わる方たちがプレーヤーとして参画する、集うような場所として整備する予定で計画されているところでございます。

この場所につきましては、熊本テクノ・リサーチパーク、UXプロジェクトが熊本空港周辺地域を拠点として、知の拠点の形成を目指すという形のプロジェクトでございますので、熊本空港周辺地域で適地という形で検討しております。また、基本構想の中で、熊本テクノ・リサーチパークのところで整備するというような計画をつくったところでございます。

で、この熊本テクノ・リサーチパークといったところが、研究開発施設とか、そういう施設という、ある程度用途が限定されている土地ということでございますので、なかなか民間の企業の方たちでは手が挙げにくいといったところも要素としてあります。

で、まさに、この応募いただいた方が、SPCという形で、特定目的会社、民間の投資の方たちを集めて、そこで、そこを開発するというような計画で御提案されてきましたので、こちらのほうを1者採択させていただいたところでございます。

なお、方法につきましては、マスコミ等にも情報の提供させていただきまして、新聞のほうにも掲載されたところでございまして、極力周知のほうには努めたところでございますけれども、問合せのほうも幾つかございましたんですけども、結果として、ちょっと1者のみが公募に手を挙げられたといったところでございます。

○岩中伸司委員 ありがとうございました。

非常に専門的な事業の関係で、一般的に応募するようなことじゃないという中で、今説明いただいたんですが、1者でも来たのでよかったです。私は逆にそう思ったんですが、そういう厳しい環境の中で頑張っていかないかぬというのは大変だなという思いをしているところです。

それと、本会議でもちょっと聞いたんですが、阿蘇でも、用地買収のことで、結構大変な財政負担があるということもありますので、ぜひ、大変いろいろな状況がありますけれども、頑張っていただきたいなというふうに思います。

ありがとうございました。

○高島和男委員長 ほかに質疑はありますか。

なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託された議案第1号、第2号、第5号、第16号及び第27号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外4件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外4件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、今回付託された請第27号を議題いたします。

請第27号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○浦田消費生活課長 消費生活課でございます。

請第27号、セーフティネット貸付を含む多

重債務者等の生活再生を総合的に支援する事業の着実な継続を求める請願について、状況を御説明します。

本事業は、多重債務等の消費生活上の様々な課題を抱える方に対し、家計診断や債務整理、生活資金の貸付けなど、生活再生のための総合的な支援を行うものでございます。

事業は、平成22年度から実施しており、これまでの15年間に、債務整理総額が約93億円に上るなど、相談者の生活再生に効果を上げております。

近年、多重債務相談が増加傾向にあり、県としては、多重債務者対策協議会の各団体との連携の下、無料相談会や研修等を行ってまいりました。

本事業においても、相談者に寄り添った伴走型の支援を行っており、多重債務者対策として、大きな役割を果たしていると考えております。

説明は以上でございます。

○高島和男委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第27号については、いかがいたしましょうか。

（「採択でお願いします」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りします。

請第27号を採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 御異議なしと認めます。よって、請第27号は、採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮

りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい、お願ひします」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から、報告の申出が5件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いします。

○木原環境政策課長 環境政策課です。

報告資料①を御覧ください。

チッソの事業子会社JNCの令和6年度決算の概要について御報告いたします。

医薬品製造工程向け材料や肥料等の売上げが増加したものの、テレビ用液晶材料等の売上げが減少し、売上高は、前年度比47億円減の496億円、経常利益は、前年度並みの18億円でした。

平成12年、金融支援抜本策における経常利益目標額の53億円は下回りましたが、チッソにより、水俣病患者補償金の支払いは確実に行われることを確認しております。

また、今年度のチッソの公的債務返済額につきましては、正式には、今月下旬開催の関係省庁と本県によるチッソ支援連絡会議で決定予定ですが、0円となる見込みです。

裏面をお願いいたします。

こちらは、金融支援抜本策に基づく今年度の金融支援を図にしたものです。

右側上の①JNC経常利益18.1億円を原資に、チッソから水俣病患者補償等を支払います。

その左側、先ほど触れました、チッソによる⑤公的債務について、可能な範囲で返済す

る額は、①経常利益から、②民間金融機関の無利子化相当額、③水俣病患者補償、④租税公課を差し引き、0円となります。

その結果、図の左から2列目、今年度の約定償還のうち、患者県債分の5.3億円が、その右側の県特別会計のチッソ返済額の不足額となり、その8割、4.2億円には国の補助金が充当され、残り2割、1.1億円には100%交付税措置される特別県債により手当ていたします。

同じく左から2列目、約定償還の下のほうに記載のH7一時金県債、特別県債、H22一時金県債の計16.6億円につきましては、チッソからの返済は猶予され、償還額は、県一般会計から返済いたします。

この分につきましても、大部分は交付税措置されます。

引き続き、水俣病患者補償の支払いに支障を来すことのないよう、国とともに、チッソの経営状況をしっかりと注視してまいります。

環境政策課からは以上です。

○廣畠環境保全課長 環境保全課でございます。

報告資料②をお願いいたします。

水俣湾環境対策基本方針に基づく水俣湾の環境調査結果及び水俣湾埋立地の点検・調査結果について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

1の水俣湾の水質等の水銀調査結果でございます。

(1)の調査の趣旨のとおり、平成13年に策定した水俣湾環境対策基本方針に基づき、中長期的視点から水俣湾の環境状況を把握するために、毎年実施しているものでございます。

令和6年度の結果は、(3)のとおり、水質及び地下水ともに総水銀は検出されませんでした。また、底質も暫定除去基準値を下回つ

ておりました。さらに、魚介類につきましても、水銀の暫定的規制値を下回っておりました。

(4)の今後の対応ですが、今年度も引き続き、同様の調査を実施する予定としております。

2ページをお願いいたします。

2の水俣湾埋立地の点検・調査結果でございます。

これは、港湾課、都市計画課が担当しておりますとおり、(1)の点検・調査の趣旨のとおり、水俣湾環境対策基本方針に基づき、埋立地の安全性の確認と必要な補修の把握を目的として、毎年実施しているものでございます。

令和6年度の結果は、(3)のとおり、アの埋立護岸前面海域及び埋立地内地下水の水質調査では、総水銀、アルキル水銀ともに検出されておりません。

イの地盤高測定では、異常な沈下及び陥没は見られませんでした。

ウの構造物変状調査でも、構造に影響を及ぼすような変状等は見られませんでした。

今年度は、令和6年度と同様の一般定期点検に加え、構造物の水中部目視調査、鋼材の肉厚測定などの詳細定期点検、これは5年に1回行うものですけれども、この点検を予定しております。

環境保全課は以上でございます。

○野田自然保護課長 自然保護課でございます。

報告資料の③を御覧ください。

ニホンジカ生息状況調査の結果について御報告いたします。

まず、1の経緯ですが、現行の熊本県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき、昨年度、鹿の生息状況の調査を行いました。

2の調査の概要を御覧ください。

今回の調査では、野生生物の個体数など、

直接的にはカウントすることができない数値を複数のデータから推定する統計手法を採択しました。また、この統計手法の特徴として、新しいデータが追加されると、現状及び将来の推定値が算定されるとともに、過去の推定値も再評価、修正される点が挙げられます。

裏面を御覧ください。

上段の表には、令和元年時点の調査結果と令和6年の調査結果を記載しています。

まず、表のナンバー2の行を御覧ください。

今回の調査の結果、現状値として、令和5年の推定個体数が約15万頭と算定されました。また、令和元年の生息頭数は、ナンバー1の前回調査では8万9,000頭と推定されておりましたが、今回の調査では、13万6,000頭と上方修正されております。

その結果、令和元年から令和5年の間で、鹿の個体数は、約1万3,500頭増加したことになります。

なお、過去の捕獲実績をナンバー1の表に括弧書きで示しておりますが、令和5年の捕獲頭数は約3万頭に上ります。仮に今後、毎年3万頭ずつ捕獲することができれば、令和8年の推定個体数は14万頭、令和15年には9万3,000頭となる見込みです。

下段の図には、鹿の市町村別の推定生息密度を示しておりますが、令和元年から5年かけて、複数の市町村で密度が高まっております。

表面にお戻りください。

3の今後の対応でありますと、対応策として3点を挙げております。

まず、捕獲頭数の目標の見直しです。

現行の捕獲頭数の目標値は2万3,000頭でありますと、今回の結果を踏まえ、目標値を3万頭に見直します。また、生息密度の高い市町村等において、重点的に捕獲を進めてまいります。

次に、鳥獣保護区の変更等の検討です。

期間更新のタイミングで、鳥獣保護区の区域縮小や特例休獵区への変更などを検討するなど、より捕獲しやすい環境の整備を図ります。

最後に、狩猟者の育成、確保です。

若手狩猟者の育成を支援するとともに、狩猟免許の試験回数を増やすなどし、新たな狩猟者の確保に努めてまいります。

自然保護課からは以上でございます。

○佐藤商工政策課長 商工政策課です。

報告資料の④をお願いします。

A3のカラー横書きの資料でございます。

熊本県中小企業振興基本条例に基づく取組について御報告いたします。

まず、資料でございますが、左側の白い背景の欄には、令和6年度の主な取組を、中央の赤い背景の欄には、令和7年度の主な取組を、そして右側の青い背景の欄には、関連するデータや写真等を掲載しております。

それでは、項目を絞って御説明させていただきます。

1ページのI番、条例の周知、受注機会の増大等を御覧ください。

右の欄に、官公需発注率の推移をグラフで示しております。

令和5年度の県内中小企業への発注率は86.4%と、全国で5番目に高い水準にあります。引き続き、県内事業者の受注機会の確保に取り組んでまいります。

続きまして、II番、中小企業振興に関する基本方針に基づく主な取組でございますが、これは、当条例に規定しております基本方針ごとにまとめております。

項目(1)を御覧ください。

中央の欄、製造業DX推進臨時補助事業では、物価高等により費用増加に直面する県内中小企業を対象に、生産現場等のDX化に必要な機器整備に対して支援してまいります。

次に、項目(3)を御覧ください。

左の欄、②のとおり、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている事業者や令和2年7月豪雨災害の被災事業者に対しまして、引き続き金融支援を行っております。

また、中央の欄ですが、今年度において、米国関税措置の影響を受ける事業者に対し、迅速に資金繰り支援を行うため、熊本県独自の融資制度を新設しております。

次のページをお願いします。

(5)を御覧ください。

左の欄、③、④のとおり、若者の県内定着促進を図るため、奨学金返還支援や県外の求職者と県内企業とのマッチング支援等を行っております。

中央の欄の県南地域企業誘致促進事業では、高校生を対象とした企業見学バスツアーを実施するとともに、今年度から新たに、高校生に対するインターンシップの実施や企業における人材確保に向けた取組を支援してまいります。

次に、(6)を御覧ください。

左の欄、①のとおり、くまもと半導体産業推進ビジョンで掲げる方針に基づき、企業や大学等と連携して取組を行いました。産学官の連携体制であるくまもと3D連携コンソーシアムには、地場企業など137社、機関が参画しております。

次のページをお願いします。

(9)でございますが、中央の欄、観光誘客プロモーション推進事業では、先ほどの御議論でもございましたとおり、JRグループ等と連携し、来年度開催予定のデスティネーションキャンペーンに向けて、誘客のためのプロモーションや受入れ体制の整備に取り組んでまいります。

次のページをお願いします。

Ⅲ番、小規模事業者に関する主な取組を御覧ください。

昨年度は、左の欄、②のとおり、商店街等

が実施するプレミアム商品券の発行等、消費者の購買意欲を喚起する取組に対する補助等を行いました。

今年度は、中央の欄、こどもキラキラ商店街支援事業にありますように、こどもまんなか熊本の実現と地域の顔である商店街の維持発展を支援するため、商店街組織が実施する子供を主体とした体験活動等の取組に対して支援を行ってまいります。

なお、取組の詳細につきましては、本日議員各位の執務室の机上に、私が今持っておりますような、このような冊子を配付させていただいております。

今後とも、本条例に基づき、中小企業・小規模事業者の取組をしっかりと支援してまいります。

続きまして、報告資料⑤をお願いします。

米国関税措置への本県の対応状況について御報告します。

1、概要に記載のとおり、本県では、商工会議所等に設置された特別相談窓口などを通しまして、関税措置の影響を把握するとともに、事業者の資金繰りを支援する新たな県融資制度を創設しました。

以下、資料の番号に沿って御説明いたします。

まず、項目2、特別相談窓口への相談件数等の調査でございますが、県庁内及び7機関、17か所の特別相談窓口への相談状況等を、4月以降は毎週取りまとめております。

6月13日時点の数値になりますが、これまでに延べ22件の相談があつております。内訳としましては、主に製造業者より、取引先からの受注減や一部部品の受注ストップ等に伴う運転資金の相談が延べ14件寄せられております。

次に、項目3、県内企業等へのヒアリングでございますが、県内企業に加え、県内の商工・農業団体に対して実施しております。

現時点では、一部で取引の影響が出ている

との声もございますが、多くは、直接的な影響は不明ながら、将来の不安に対する回答が見られました。

また、特に影響が懸念されます県内自動車関連93社にもヒアリングを実施しております。大半の企業は、現時点で大きな影響は生じておりませんが、一部の企業については、発注遅れや納期延長が発生しております。

ただ、これは、EVシフトの遅れの影響が発端となっていることも多く、一概に完全な影響とは言えませんが、関税引上げへの警戒が加わったものと考えられます。

次に、項目4、新たな県融資制度の創設についてでございます。

先ほどの振興条例の報告でも触れましたが、今後の状況の変化に応じて速やかに資金繰り支援ができるよう、既存の制度の中に米国関税対策枠を創設し、6月2日から受付を開始しました。

なお、これまでに、この対策枠への申し込みはあっておりません。

裏面をお願いします。

項目5でございますが、国では、当関税措置への緊急対応パッケージに関連し、今年夏の電気・ガス料金の負担軽減などに係る予備費の支出を決定し、この中に重点支援交付金の追加が含まれております。

これを受けまして、先ほども説明いたしましたが、本県では、LPガスや特別高圧電力を使用する事業者への支援などを6月補正予算に追加提案させていただいたところでございます。

最後に、6、国への要望についてでございます。

6月2日から4日に実施しました国の政策等に関する提案、要望の中で、地方の産業や雇用への影響を最小限にするため、ちゅうちょなく追加的に必要な対応を実施していただくことなどを要望いたしました。

表面1にお戻りいただきたいのですが、今

後とも、引き続き、情報収集を行なながら、関税措置の影響を受ける中小企業、県内経済への影響を注視し、国や関係団体と連携して、必要な対応を行ってまいります。

商工政策課は以上です。

○高島和男委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○松田三郎委員 自然保護課の野田課長、ニホンジカの生息状況の御説明いただきました。

今説明があったとおりではありますが、かねてから、生息数とか、どこにどれぐらいいるかというのは、どうやって調査するんですかと聞いたら、その当時ですよ、この調査の前でしようけれども。大体ふんがどれぐらい、どこにあって、それから大体何頭ぐらいとか、それを経年で増えてる、減ってると。傾向は分かることは思いますけれども、じゃあなかなか、どれぐらいいるのかとか、どれぐらい増えたのか、減ったのかというのが分かりにくくですねという話をしておりました。

これはまあ、国なんかもっと先進的で、何か調査方法あるんでしょうと聞いたら、その当時は、あんまりはっきりしたのはないと。そう考えると、その当時思いましたけれども、なかなか増えてるのか、減ってるのかは、ざくつとしたつかみで分かるとはいえ、県のほうが対策なり、あるいは、市町村とか関係団体といろいろ対策を打つにしても、なかなか目標が分かりにくい中で難しいなあとという感想を持っておりました。

そういうのもあって、今日の説明で大分精緻なデータが出てくるんだろうと思いますが、まず1点目でございますが、これはニホンジカの場合ですけれども、同じような手法で、イノシシとか、ほかの有害鳥獣とか、そ

ういうのは別に、ちゃんとともともとかっちりした、把握できるデータなり調査法があるとか、大体これに似たようなので、同じようにデータが取れるとか、そういった、実際、今の段階で、調査法なり、把握できる数の正確度というのはどんなもんなんですか。

○野田自然保護課長 自然保護課でございます。

今お尋ねのありました、まずイノシシの調査につきましては、現在、本県のほうでは頭数調査を行っておりません。ただし、環境省のほうでは、ニホンジカ、イノシシ、いずれも、今回我々が使った統計手法、階層ベイズ法と言うんですけれども、その階層ベイズ法で調査を行っております。

なお、先ほど話がありましたように、以前、5年に1回この調査を行っておりますが、平成26年当時は、ふんの粒を数えるふん粒法で行いましたけれども、前回の令和元年、そして今回はその階層ベイズ法、新しいやり方でやっております。

で、階層ベイズ法で一番因子として効いてくるのが捕獲頭数になってまいりまして、ふんの粒を数えるというよりは、そういった捕獲頭数が一番ベースになってまいります。

そういう意味では、イノシシについても、今後、十分うちの県でも、そういった調査ができるかと思っているところです。

なお、これまでイノシシについてやらなかつた理由の一つが、ふん粒法主体のときには、イノシシのほうは雑食性で、ふんがやわくて、雨とか降ると流れやすくて、数がなかなか数えにくいというのがありました。鹿のほうは草食性で、体の腸も長くて、ふんも硬くて流れにくい、数えやすいと、そういうこともあって、鹿のほうがやっぱりデータもしつかりしたものがあったということあります、ただ、ふんを数えるよりも、こういったベイズ法のほうは捕獲頭数がベースになっ

た、そういうトレン드の変化もありまして、今後は、イノシシのほうも、予算がつけば、同じようにやりたいとは思っております。

以上でございます。

○松田三郎委員 すみません、かいそうべいづ法、どういう字ですか。

○野田自然保護課長 階段とかの1階2階の階と、重層的なとかいう、地層の層にベイズというカタカナになりますが、ベイズというのは、人の名前から取ったところであります、イギリスの数学者であるトマス・ベイズさんから取ったと聞いております。考案した方の名前を取ったと言われておりますが、そういった名前であります。

以上です。

○松田三郎委員 あんまり私が詳しく聞いてもあれでしようけれども。

今後の対応に書いていただいておりますように、こういうこと、特に獣友会の会員の方も非常に高齢化されて、これは多分、球磨、人吉だけじゃなくて、ほかの地域もそうだと思います。なかなかやっぱり後継者といいますか、新しい人も入ってこないというのがあるので、やっぱりこういう育成というのを引き続きお願いしたいと思いますし、大体、建前として自然保護課は、何でもかんでも撃ち殺していいというわけじゃなくて、適正な管理を目指しますというようなことをおっしゃいますね。林務サイドからすると、あるいは農業サイドからすると、やっぱりそれだけ農業被害、林業被害が出てますので、どんどんやってくださいと言う人もいるぐらいですね。

その調整の一つとして、補助金が1頭につき幾らというのが出てましたけれども、あれは、自然保護課の、何か幾つかありましたよ

ね、有害鳥獣の中で、とか、獵期での補助、あれはどこの予算で出てるんでしたっけ。

○野田自然保護課長 有害鳥獣駆除等に対する補填の交付金につきましては、基本的には、農林水産部のむらづくり課のほうが所管しております、ベースになるのは、鹿1頭当たり、例えば7,000円とか9,000円とかの幅で出しております。

それに加えまして、うちのほうが、水森税を活用する形で、1頭当たり1,000円の上乗せを鹿の場合はやるとか、そういったことで、市町村も同じ金額1,000円を上乗せするんですけども、そういった国、県、市町村の上乗せとか補助金で、有害鳥獣駆除に対してお金を支給しております。

○松田三郎委員 最後に要望ですが、今の話で、県も、そして市町村も、市町村によっては、森林組合とかも上乗せ補助しているところもあるようですので、猿を含めて、猿、鹿、シシ、いろいろ金額も違うようすけども、それをもうちょっと引き上げていく、さっきの後継者不足も含めて考えていただきたいという要望をして終わります。

○高島和男委員長 ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで報告に対する質疑を終了します。

次に、その他のその他に入りますが、委員から何かありませんか。

○高井千歳委員 昨日、新聞報道がありましたけれども、菊陽町が新たに工業団地24.2ヘクタールを造成ということで、2031年度分譲予定という報道がございましたけれども、これは、複数の事業者の場合ももちろんあると思うんですけども、1つの事業者の場合もあり得るんでしょうかというところをちょっと

とお伺いしたいです。

○山田企業立地課長 菊陽町の、昨日たしか地元説明会が行われておりまして、今後、その具体的な、多分分譲方針とか、そういうのは、具体的に今後町のほうが決めていかれると思われます。

○高井千歳委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

まだ全く未定だと思うんですけども、もし、1つの事業者の場合だと、例えば、第3工場が来たとかという場合は、これは、複合開発とみなされるのかどうかというところをちょっと、環境保全課さんの方にお伺いをしたいんですけども。

○廣畠環境保全課長 環境保全課でございます。

ただいまの質問につきましては、環境アセスメントの……。

○高井千歳委員 そうです。環境アセスのことについて、はい、そうです。

○廣畠環境保全課長 はい、分かりました。

基本的には、それぞれの事業者が開発する場合ですので、本県の場合には、複合的な開発で、トータルで幾つになるからとか、そういう規定はございません。

それぞれの事業で、それぞれの面積がアセスの対象になるかどうか、それで判断することになります。

以上でございます。

○高井千歳委員 それは、複合的に50ヘクタール以上であってもということですかね。

○廣畠環境保全課長 それぞれの事業者、別の事業者の場合にはもう完全にそうなります

し、例えば、同一の事業者が事業をやっていく場合ですけれども、そこは、事業の一連性とか、そういうので判断していくことになります。

○高井千歳委員 はい、分かりました。

○高島和男委員長 ほかに何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書等が5件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第3回経済環境常任委員会を閉会いたします。

午前11時22分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

経済環境常任委員会委員長